

学長選考についての決議

国立大学法人新潟大学
学長選考・監察会議 御中

去る8月28日に新潟大学学長選考にかかる教職員意向投票が実施され、得票第一位の学長選考候補者が有効投票の過半数を得ました。しかしながら9月25日の学長選考・監察会議では得票第二位の学長選考候補者が選ばれました。

教職員意向投票では、新潟大学の常勤教職員が投票有資格者が新潟大学の行く末を考えながら判断し、投票を行いました。得票第二位の学長候補者がこのまま学長になった場合には、私たちの多数意見に反する学長が誕生することとなります。

10月8日に人文学部教授会で、10月17日に教育学部教授会で学長選考・監察会議への決議文が可決されました。10月15日に農学部教授会にて説明を求めることを決定し、10月24日には工学部学部教授会が学長選考・監察会議への要望書を可決しています。学長選考・監察会議の学長候補者選考が学内に混乱を招いています。

また、大学が真実を求める学術機関である以上、大学は自律的に運営される必要があります。教職員の意思に反する学長選考が行われることで、大学の自治が損なわれていくことを深く憂慮いたします。公的機関の運営に関する重要な事柄については、一部の集団による決断ではなく、民主的運営の原則に則って判断が下されるべきです。国立大学法人法によって学長選考についての制度の大枠が定められておりますが、法律に則ってさえいれば、公正な学長選考であるといえるわけではありません。諸権力からの干渉受けずに真実を追求するためには学術界の自律的運営がまもられ、大学の自治、学問の自由が尊重されている必要があります。

したがって、新潟大学学長選考・監察会議は選考過程と選定理由についての情報公開を行い、諸権力からの干渉を受けていない公正な学長選考であったことを示し、学内の混乱を収める必要があります。真摯な対応を求めます。

2025年11月25日
新大職組第94回定期大会参加者一同